

# 令和5年度採用山形県公立学校教員選考試験 大学推薦特別選考実施要項

山形県教育委員会

## 1 趣旨

この要項は、令和5年度採用山形県公立学校教員選考試験において、大学等からの推薦を受けた者を対象とする特別選考を実施するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 推薦対象の校種等及び教科・科目

校種等		教科・科目
小学校		
小学校英語		
中学校		国語、理科、技術、家庭、英語
特別支援学校	小学部	
	中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
高等学校		地理、公民、家庭、情報、農業、電気、建築、土木、商業、看護、福祉

注 「小学校と特別支援学校小学部」、「中学校と特別支援学校中学部」との併願はできない。

## 3 推薦を依頼する大学等

推薦対象の校種等及び教科・科目に対応する教諭一種免許状取得の課程認定を受けている大学又は教諭専修免許状取得の課程認定を受けている大学院もしくは教職大学院（本要項において「大学等」という。）。

## 4 推薦要件

次の（１）～（５）のすべてに該当し、在籍する大学等の学長又は学部長の推薦を得られる者

- （１）山形県公立学校における各校種等及び教科・科目の教員として勤務することを第一志望とする者
- （２）山形県公立学校教員として令和5年度の採用を希望する者
- （３）出願時に大学等に在籍し、かつ令和5年3月31日までに卒業見込み又は修了見込みの者
- （４）次のア～エに示した、山形県が求める教師像にふさわしい資質と能力を有する者
  - ア 児童生徒への深い教育愛と教育に対する強い使命感、責任感のある者
  - イ 明るく心身ともに健康で、高い倫理観と規範意識を備え、法令を遵守する者
  - ウ 豊かな教養とより高い専門性を身につけるために、常に学び、自らを向上させる姿勢をもち続ける者
  - エ 山形県の教員として、郷土を愛する心を持ち、人とのつながりを大切にして、地域社会においてよりよい学校を築こうとする者
- （５）出願する前年度末までの成績において、評価 80%～100%（優良可による評価の場合は「優」、ABCによる評価の場合は「A」以上）が全体の60%以上ある者が望ましい。

## 5 推薦人数

各校種等、教科・科目について、原則1名とする。

ただし、大学院を置く大学においては、大学及び大学院それぞれから各校種等、教科・科目につき1名を推薦することができる。

なお、山形県教育委員会が推薦人数を定める大学については、その推薦人数を限度として推薦できるものとする。

## 6 推薦手続き等

### (1) 提出書類

<大学等が作成するもの>

ア 大学推薦特別選考推薦書（厳封親展）

山形県ホームページ（下記URL）からダウンロードして作成してください。

<https://www.pref.yamagata.jp/700026/bunkyo/kyoiku/kyoin/r5saiyo.html>

<受験者本人が準備・作成するもの>

イ 成績証明書（令和4年4月1日以降に発行されたもののみ有効）

ウ 志願書

エ 受験票

オ 受験者登録票

カ エントリーシート

キ 返信用封筒2通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

返信用封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記し、94円切手を貼ること。

ク 加点申請書及び関係書類（申請を希望する者のみ）

加点申請に関する関係書類は「令和5年度採用山形県公立学校教員選考試験実施要項」を確認すること。また、加点申請書は山形県ホームページ（上記ア中のURL）からダウンロードして作成すること。

ケ 体育実技試験選択希望記入票（特別支援学校中学部教諭の保健体育を志願する者のみ）

### (2) 出願方法

各大学等において提出書類を取りまとめ、簡易書留により提出する。

封筒（角形2号）の表面に「大学推薦関係書類在中」と朱書きの上、取りまとめを担当する部課、担当者名及び連絡先を明記する。

### (3) 出願期間

令和4年5月9日（月）から5月27日（金）までとする。

※5月27日（金）までの消印有効

## 7 書類審査

山形県教育委員会は、提出された書類について審査を行い、資格要件を満たしていると判断した場合は、受験者に対し受験票等を交付する。

資格要件を満たしていないと判断した場合は、大学等へ連絡の上、一般選考での受験とする。その際、改めて出願に係る書類の提出は原則として不要である。

## 8 選考方法

(1) 第一次選考試験の「教職教養・一般教養」を免除する。

(2) 第二次選考試験は、他の選考区分の第一次選考試験合格者と同様に取り扱うものとする。

## 9 その他

(1) 大学推薦特別選考による第二次試験合格者は、大学院進学・修学継続による採用の延期はできないものとする。

(2) 合否結果については、受験者本人に通知するほか、第二次選考試験合格発表後、山形県教育委員会から推薦した大学等に通知する。